

○都城市コンベンション開催補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 444 号

(趣旨)

第 1 条 市は、会議や学会等のコンベンション(以下「コンベンション」という。)開催を誘致するため、市内でコンベンション開催を主催する団体に対して補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則(平成 18 年規則第 64 号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(コンベンションの定義)

第 2 条 この要綱におけるコンベンションの意義は、次に掲げる集会のいずれかに該当するものをいう。ただし、営利を目的とするもの及びスポーツの大会・競技会等は除く。

- (1) 学会・会議・大会 特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会
- (2) 競技会・コンクール 特定の技術(職業、文化、芸術に限る)向上・発展のために行う集会
- (3) 企業ミーティング 企業等が主催するもので、社員又はグループ社員等に対する各種会議・研修会・セミナー等の集会

(補助の対象となるコンベンション)

第 3 条 補助の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げるいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 参加者が都道府県単位以上の広範囲から集まるものであること。
- (2) 延べ宿泊人数が 50 人以上であること。
- (3) 国又は地方公共団体が主催するものでないこと。
- (4) 市の活性化に資すると認められるものであること。
- (5) 同一年度に市からこの補助金以外の補助金を受けていないこと。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、コンベンション開催に要する費用のうち、次に掲げる経費とする。ただし、食糧費は除く。

- (1) 会場使用料
- (2) 会場用備品等リース料
- (3) 講師等の招へいに係る謝金、旅費、宿泊料等
- (4) 現地見学会等経費
- (5) 印刷製本費(市内の印刷業者等に発注した場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、コンベンションの規模に応じて、別表に定める補助限度額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付申請をしようとする団体(以下「交付申請団体」という。)は、あらかじめ補助金等交付申請書に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条に規定する申請書を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金等交付決定通知書により、交付申請団体に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第 8 条 交付申請団体は、実績報告書に次の書類を添えて、コンベンション終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 宿泊証明書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 9 条 市長は、前条に規定する実績報告を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し確定通知書により、交付申請団体に通知するものである。

(補助金の交付方法)

第 10 条 この告示に基づく補助金は、精算払いにより交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 444 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

延べ宿泊者数	補助限度額
50人～99人	10万円
100人～249人	15万円
250人～499人	30万円
500人～999人	60万円
1,000人以上	90万円